

中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議の開催について

〔平成 25 年 3 月 22 日〕
内閣総理大臣決裁

- 1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）が平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失うに当たり、中小企業・小規模事業者及び住宅ローン債務者の円滑な資金繰りに万全を期すとの観点から、政府全体として関係省庁が連携して継続的にこれらの事業者等の動向を把握していく体制を整備し、恒常的な実態把握と必要な措置についての連携を図るため、中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議（以下、「副大臣等会議」という。）を開催する。
- 2 副大臣等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
 - 議長 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官（政務）
 - 構成員 議長以外の内閣官房副長官
金融関係事項を担当する内閣府副大臣
復興大臣の指名する復興副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
財務大臣の指名する財務副大臣
厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
農林水産大臣の指名する農林水産副大臣
経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）
- 3 副大臣等会議の庶務は、金融庁及び中小企業庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、副大臣等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。